#### 大月法人会だより ★月法人会ホームページからも

ご覧いただけます。





道志村 ▲上空から見た道志村の全景(ドローン空撮) (道志村提供)

#### 主な目次

令和5年新春講演会・新年賀詞交歓会 :
令和 5 年新春講演会・新年賀詞交歓会 正副会長会、理事会
大月稅務署管內関係民間団体長会 4
支部活動報告
青年部会・女性部会活動報告
青年部会・女性部会活動報告····································
令和5年度年間予定表10
e-Tax推進協議会からのお知らせ 1
大月税務署からのお知らせ 1:
山梨中銀地方創生基金お知らせ 18
法人会 税制改正について 20
健康情報(生活習慣病)2
第54回神社めぐり(大室八幡神社)2
滝□哲夫顧問 絵画24







▲村の花「ヤマユリ」



▲村の木「杉」

# 令和五年新春講演会·新年賀詞交歓会

コーラス披露

開催。年新春講演会・新年賀詞交歓会」を年新春講演会・新年賀詞交歓会」をトホテル&スパに於いて、「令和五一月十八日⋈、ハイランドリゾー

新春講演会は、佐藤清大月税務署長に、「よもやま話(預金保険)」ともの事例など、預金保険機構への出めの事例など、預金保険制度の仕組みに始題して、預金保険制度の仕組みに始まり、保護される預金の範囲や名寄ました。



新年賀詞交歓会 細田幸次会長 挨拶

大月税務署 佐藤清署長 講演



以前のスタイルで事業を実施するこ着し、法人会活動も徐々にコロナ禍細田会長から、ウィズコロナが定

ました。



川上洋一郎 副会長国税局長表彰披露 細田 幸次 会長

# 正副会長会

以下の議題について協議。り大月法人会館に於いて開催。一月十日似、午前十一時十五分よ

#### 議題

- 賀詞交歓会について一、令和五年新春特別講演会・新年
- 二、今後の主要事業について
- 表彰候補者の申請について二、令和五年度全法連・県連功労者

四

法人会のインボイス制度への対

- 五、支部別会員状況について応について
- 予定額について ・ 予音別会員本治について

七、任期満了に伴う役員改選について



# 正副会長・支部長 **心三回理事会** 四年度 日同会議

れました。 時よりホテル鐘山苑に於いて開催。 審議事項については、全項承認さ 三月二十三日休、午前十時・十

### (審議事項)

第一号議案 令和五年度事業計画案 承認の件

# 第二号議案 令和五年度収支予算案 承認の件

第三号議案 全法連・県連功労者表 彰候補者推薦の件

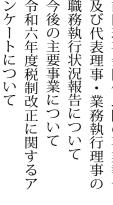
第四号議案 第十二回定時総会開催

第五号議案 役員候補者選出等に関 する規程一部改正の件

第六号議案 任期満了に伴う役員改

### 報告事項

今後の主要事業について 令和六年度税制改正に関するア 前回理事会開催以降の事業報告 職務執行状況報告について 及び代表理事・業務執行理事の





# **令和五年度** 正副会長会

れました。 時よりハイランドリゾートホテル& スパに於いて開催。 審議事項については、 四月二十一日俭、午前十時・十一 全項承認さ

### 審議事項

第一号議案 令和四年度事業報告承



第二号議案 令和四年度収支決算報 告承認の件、並びに監

第三号議案 第十二回定時総会開催

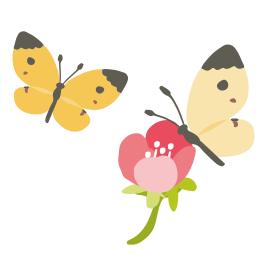
第五号議案 第四号議案 令和五~令和六年度委 令和五~令和六年度県 員会委員推薦の件

任期満了に伴う役員改 連役員候補者推薦の件

選の件

### (報告事項

三、支部別会員状況について 二、富士吉田支部セミナー開催につ 一、役員就任承諾書等の提出について



# 関係民間団体長会

による確定申告PR動画撮影終了 研修室に於いて開催。 恒例の関係民間団体の団体長出演 月二十日俭、大月法人会館二階





# 上野原·大月·都留支部 合同セミナーの開催

出席しました。 に於いて開催。 二月十五日冰、 般含め六十四名が アピオプラザ都留

に加え、来年一月に実質的に義務化 施行される「消費税インボイス制度」 担当国税調査官より、本年十月から 署法人課税第一部門の明石裕也審理 第一部税務研修会では、 大月税務

# 支部活動報告

# 都留支部役員会

一月七日火 Щ





税務研修会 明石裕也 審理担当国税調査官

解決を望むところです。 も及んでいます。一刻も早い平和的 そして私たち日本の暮らしや企業に ど丸一年が経ちますが、 教授の廣瀬陽子氏をお招きし、「ウ の気配がなく、その影響は世界に クライナ軍事侵攻が始まってちょう た。昨年二月二十四日にロシアのウ クライナ危機」 ~その背景と国際的 出演する慶應義塾大学総合政策学部 政治の専門家として、連日テレビに 詳しく解説して頂きました。 一部の特別講演会では、 と題してご講演を賜りまし 未だに終結 ロシア



### 二月二十二日州 上野原支部税務研修会 上野原市商工会

される「電子帳簿保存法」について



特別講演会 廣瀬陽子教授

# 青年部会活動報告

四月十二日水

大月法人会館



# 役員会





# 女性部会活動報告

# 租税教室・絵画お願い

二月九日休 富士吉田市教育委員会

四月十八日火 ホテル鐘山苑

特別研修会









# 富士吉田支部総会



# コーラス部総会・税務研修会

二月九日(木) 藍屋

二月二十一日火 富士吉田市役所 租税教室・絵画お願い

### 上野原·大月·都留支部合同税務研修会 二月二十三日(木) ホテル鐘山苑

県連女性部会連絡協議会



三月十七日金 ホテル鐘山苑 三月十七日金 ホテル鐘山苑



県連女連協交流会

上野原支部総会

三月十九日旧

ハリカ上野原











# 日帰り税務研修会

三月十三日月 明治座・山一



# その他の活動報告

# 広報誌封入作業





一月十日火 大月税務署



新年税務署挨拶



# 決算法人説明会

三月 十七日金 十九日(水) 大月法人会館

三月十六日(木) 大月法人会館

広報委員会



# 二月十六日(木) 大月税務署



# 確定申告広報活動



三月十六日(木) 大月法人会館 新設法人説明会



# 監査会

四月十七日川 大月法人会館

# 全法連事務局セミナー

三月三日金 リモート



# 県連新春講演会

月二十三日月 甲府記念日ホテル



月二十三日月





甲府記念日ホテル





東京地方税理士会

**大月支部賀詞交歓会** 

月二十三日月

ハイランドリゾートホテル&スパ

吉沢副会長出席

二月二十日別 リモート

全法連広報委員会

二月十四日火 リモート

全法連税制セミナー

# 三月八日州 甲府法人会館 県連研修委員会

三月一日州 古名屋ホテル

県連組織・厚生委員会



## 三月九日休 甲府法人会館 県連広報委員会





### 県連税制委員会 一月二十七日月 甲府法人会館

三月二十九日怺 ベルクラシック甲府 県連理事会



三月十四日火 甲府法人会館 県連総務委員会

# 四月十四日金 甲府法人会館 連事務局長会議

#### 新入会員紹介

)合同会社 ビックス

株式会社 美空 (大月市猿橋町猿橋四八八―

代表取締役

萩原

剛

(東京都新宿区大久保一―一四―二〇 プティベルソ一〇五)

○寿商事 株式会社 (富士吉田市向原一—一三—

○WAYSリゾートホテル 株式会社 代表取締役 羽田 幸寿

)株式会社 エフ・アール・シー (都留市つる一―一三―三一 (富士吉田市竜ケ丘二―一― 代表取締役 奈良 幸吉

代表取締役



#### 令和5年度 普通会費納入のお願い

#### 口座振替ご利用の会員

6月15日(木) にご指定の金融機関口座から 振替させていただきます。

#### 振込ご利用の会員

振込のご案内をさせていただきます。 別涂、 振込期限6月30日(金)

3月	2月	6年1月	12月	11月	10月	9月	8月	7月	6月	5月	5年4月	
下 県連理事会 ト 県連事務局会議		下 関係民間団体長会中 県連新春講演会中 県連新春講演会中 県連新春講演会	中 県連事務局会議	中中学生税金弁論大会中中納税表彰式	は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、	中 県連スキルアップ		中関係民間団体意見交換会中関係民間団体意見交換会中関係民間団体表会会に対していません。	中東京地方税理士会中東京地方税理士会山梨県会総会山梨県会総会山梨県会総会山梨県会総会部科理士会	3. 関系式間団体 長会下 租税教育推進協議会	26 17 柱友会総会 17 柱友会総会 県連理事会	上部団体の主な事業
下 理事会		中賀詞交歓会上副会長上正副会長会			中 經務委員会中 正副会長会			新署長・幹部に挨拶中 正副会長		23 第12回定時総会	21 21 17 理事会 理事会 長会	総務委員会
21 新設法人説明会	下 県連組織委員会		20 新設法人説明会	上組織・厚生委員会		12 新設法人説明会			22 新設法人説明会			組織委員会
中 研修委員会	下 県連研修委員会	中新春講演会			下経営セミナー中研修委員会			下経営セミナー				研修委員会
18 決算法人説明会上 税制委員セミナー	下 県連税制委員会	25 決算法人説明会		77 決算法人説明会 税制改正要望活動	中 税制委員会	13 決算法人説明会	23 決算法人説明会		26 決算法人説明会9 県連税制委員会		19 決算法人説明会	税制委員会
	中 県連厚生委員会					中組織・厚生委員会		中 県連厚生委員会				厚生委員会
上 広報委員会	中 県連広報委員会	1 広報誌「かつら川」		上広報委員会		1 広報誌「かつら川」	下 県連広報委員会	中全法連広報委員会上 広報委員会			28 広報誌「かつら川」	(広報誌編集) 広報 委員会
	上 環富士山交流会		上 年末特別研修会	10 青年の集い 中標語表彰式 中標語表彰式 山形大会	サッカー教室税金教室下 少年野球教室中 標語最終選考会		中県連連絡協議会上税務署との意見交換会		(上野原支部担当)中 標語高校訪問	23 第12回定時総会	26 18 18 18 18 18 18 18 18 18 18 18 18 18	青年部会
	中 日帰り税務研修会 ・ 交流会 中 県連連絡協議会		中 県連連絡協議会中 県連連絡協議会所 社会福祉協議会寄付上 年末特別研修会		中 県連連絡協議会中 絵画・絵ハガキ最終選考会上野原支部上野原支部上 第20回慰問		正副会長会		コンクール」お願い中「税の絵はがき中「税の絵はがき中」小学生租税教室中 小学生租税教室	正副会長会 下 県連連絡協議会 23 第12回定時総会	25 25 25 13 全国女性フォーラム愛媛大会 13 全国女性フォーラム愛媛大会	女性部会
下 山中湖地区税務研修会下 四桂地区税務研修会下 西桂地区税務研修会	地区合同セミナー 上野原・大月・都留		上 富士急グループ部会	下 大月地区	中 河口湖地区 税務研修会	中 都留地区	下上野原地区		21 富士吉田支部セミナー	中 富士吉田支部役員会		その他部会・支部会等

# 令和五年度 年 間 予 定 表

下=下旬

#### e-Tax 推進協議会からのお知らせ

(税) 国税庁 国税の納付は、 是医利用《だざい

e-Taxを利用して電子申告・徴収高計算書データの送信又 は納付情報の登録をした後に、簡単な操作で、あらかじめ 届出をした預貯金口座からの振替により、即時又は指定した 期日に納付することができる便利な電子納税の手段です。



#### 簡単

- インターネットを利用できる端末があれば、利用 可能です!
- 一インターネットバンキングの契約は不要!
- ●e-Taxの利用者識別番号 (ID) と暗証番号 (PW) のみで納付手続が行えます!
- ▶電子証明書の添付やICカードリーダライタ は不要です!

#### 便利

- ●金融機関や税務署の窓口に出向く必要がありません!
- ▶源泉所得税を毎月納付している方に便利です!
- ●即時又は納付日を指定して納付することができます!
- ●税理士が納税者に代わって納付手続を行うことができます!
- ●納付する際に、預貯金□座を選択できます!
- 納期限前の計画的な納付(予納)が簡単にできます! (P4 「ダイレクト納付を利用した予納」 をご覧ください)

地方税より 納付方法のご案内 ○「地方税共通納税システム」から、個人住民税(特別徴収分)も電子納付を することができます。

詳しくはeLTAXホームページ(https://www.eltax.lta.go.jp)をご覧ください。 ※国税と地方税の電子納税の利用手続は、それぞれ手続が必要となります。 なお、地方税共通納税システムは、地方税共同機構が運営しています。

#### ダイレクト納付を利用するには

**■■■ ダイレクト納付利用可能金融機関に預貯金口座がある** 

利用可能金融機関は国税庁ホームページ (https://www.nta.go.jp) でご確認ください。



e-Taxの利用開始手続をする

e-Taxホームページ (https://www.e-tax.nta.go.jp) から、[e-Taxの開始届出書] をオンラインで 提出し、利用者識別番号を取得してください(即時発行されます)。

※既に利用者識別番号を取得済の方は二重に手続することのないようにご注意ください。



#### 【┏】 ダイレクト納付利用届出書を提出する

「ダイレクト納付利用届出書」(P3) にご利用を希望する預貯金口座を記載し、署名、押印の上、書面で税務署に 提出してください。

なお、納付する際に預貯金口座を選択するには、ご利用になられるすべての預貯金口座についてあらかじめ 「ダイレクト納付利用届出書」を提出しておく必要があります。

※ダイレクト納付が利用可能となるまでには、「ダイレクト納付利用届出書」を書面で提出してから、1か月程度 かかります。メッセージボックスに登録完了メッセージが格納されるとダイレクト納付をご利用いただけます。 1 消費税

#### 令和5年10月 インボイス制度が始まります!

#### インボイス発行事業者となるためには、 登録申請が必要です!

- インボイスを発行するためには、インボイス発行事業者の登録 申請が必要です。登録は課税事業者が受けることができます。
- 免税事業者の方も、ご自身の事業実態に合わせて、 インボイス発行事業者の登録を受けるかをご検討ください。
- 登録を受けるかどうかは事業者の方の任意です。 登録にあたっては、取引先との調整やシステムの整備が必要と なることもあるため、お早目のご準備をおすすめします。
- 登録を受けると「国税庁適格請求書発行事業者公表サイト」 で登録番号や氏名又は名称等の情報が公表されます。

#### 登録申請手続は、**G-Tax** をご利用ください!

- e-Taxで登録申請手続を行っていただくと、書面で申請された場合 に比べて早期に登録通知を受けることができます!
- e-Taxで申請した場合、電子データで登録通知を受け取れます! 電子データで受け取れば紛失のリスクがありません!



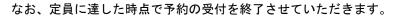
個人事業者の方はスマートフォンからでもe-Taxで申請できます。 e-Taxのご利用には事前にマイナンバーカードの取得が必要です。

#### インボイス制度説明会等 5~9月開催日程(事前申込制)

大月税務署では、インボイス制度について以下のとおり説明会等を開催 いたします。

インボイス制度について知りたい方は**インボイス制度説明会**にお申し込 みください。

インボイス発行事業者の登録の要否について検討中で、個別相談されたい方は登録要否相談会にお申し込みください。



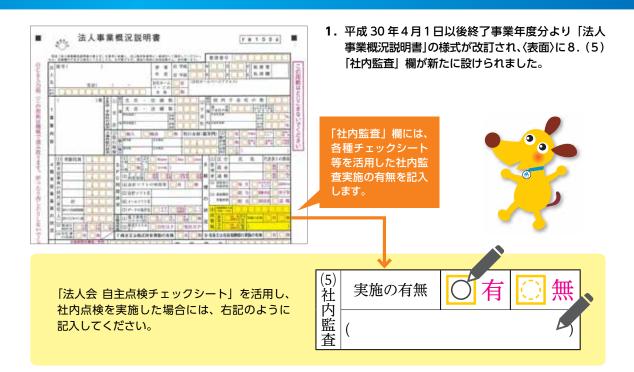


開催日時		/z 4/ <del>r</del>	÷=	開催場所	初辛吉西	由汉及生	
年月日	時間	名称	定員	刑性物別	留意事項	申込み先	
R5. 5. 17	13:00~14:15 (受付開始 12:30~)	インボイス制度説明会 〜消費税の仕組みから 知りたい方向け〜	30 名	大月市御太刀2-8-10 大月地方合同庁舎	【要事前申込】 5月16日(火)17時まで	大月税務署 個人課税第1部門 0554-22-3153	
1.6. 6. 17	14:15~16:45 (相談時間 約20~30分)	登録要否相談会 〜登録の要否を検討 されている方向け〜	12 名	大月税務署3F会議室	にお電話で申込みをお願いします。		
R5. 6. 6	14:30~16:00 (受付開始 14:00~)	インボイス制度説明会 ~消費税の仕組みから 知りたい方向け~	135 名	富士吉田市緑ヶ丘 2-5-23 富士吉田市民会館 (3F小ホール)	【要事前申込】 6月5日(月)17時まで にお電話で申込みをお 願いします。	大月税務署 法人課税第1部門 0554-22-3155	
R5. 6. 12	13:00~14:15 (受付開始 12:30~)	インボイス制度説明会 〜消費税の仕組みから 知りたい方向け〜	30 名	大月市御太刀2-8-10 大月地方合同庁舎	【要事前申込】 6月9日(金)17時まで にお電話で申込みをお 願いします。	大月税務署 個人課税第1部門 0554-22-3153	
1.6. 6. 12	14:15~16:45 (相談時間 約20~30分)	登録要否相談会 〜登録の要否を検討 されている方向け〜	12 名	大月税務署3F会議室			
R5. 8. 2	13:00~14:15 (受付開始 12:30~)	インボイス制度説明会 ~消費税の仕組みから 知りたい方向け~	30 名	大月市御太刀2-8-10 大月地方合同庁舎	【要事前申込】 8月1日(火)17時まで にお電話で申込みをお 願いします。	大月税務署 個人課税第1部門 0554-22-3153	
110.0.2	14:15~16:45 (相談時間 約20~30分)	登録要否相談会 〜登録の要否を検討 されている方向け〜	12 名	大月税務署3F会議室			
R5. 8. 25	13:00~14:15 (受付開始 12:30~)	インボイス制度説明会 〜消費税の仕組みから 知りたい方向け〜	30 名	大月市御太刀2-8-10 大月地方合同庁舎	【要事前申込】 8月24日(木)17時まで にお電話で申込みをお 願いします。	大月税務署 法人課税第1部門	
	14:15~16:45 (相談時間 約20~30分)	登録要否相談会 〜登録の要否を検討 されている方向け〜	12 名	大月税務署3F会議室		法人誄祝弟 「部门 0554-22-3155	
R5. 9. 8	13:00~14:15 (受付開始 12:30~)	インボイス制度説明会 ~消費税の仕組みから 知りたい方向け~	30 名	大月市御太刀2-8-10 大月地方合同庁舎	【要事前申込】 9月7日(木)17時まで	大月税務署 個人課税第1部門	
	14:15~16:45 (相談時間 約20~30分)	登録要否相談会 〜登録の要否を検討 されている方向け〜	12 名	大月税務署3F会議室	にお電話で申込みをお 願いします。	0554-22-3153	

#### 企業の皆様

#### 法人会 自主点検チェックシートを 活用していますか?

自主点検チェックシートを活用した場合には、「法人事業概況説明書」に (法人会 自主点検チェックシート) と記入することができます。





2. また、「法人事業概況説明書」〈裏面〉17. 「加入組合等の状況」の欄には、法人会の会員である旨および法人会での役職名を記入することができます。

72.59		77年 八 八 日 超 超	
(記入例)	17 加	•	法人会の会員であることを
	入組	(役職名)	ご記入ください。
	合等の		
	状況	÷	

※上記「1」「2」ともe-taxを利用した場合でも入力することができます。

自主点検チェックシートの概要は、裏面をご覧下さい。

#### 自主点検チェックシートとは?

企業を成長させるためには、売上を増やし利益を上げることはもちろんですが、内部統制面の強化や経理面の質を 向上させることも重要な要素です。「入出金が適切に管理されるようになる」「内部の不正行為を未然に防止できる」 など結果的に企業の成長にもつながることが期待できます。

法人会では、こうした「自主点検」を簡単にできるようにするため、「自主点検チェックシート・ガイドブック (国税庁後援)」を作成いたしました。企業の皆様、自社の成長・税務リスクの軽減のために、ぜひご活用ください。



「自主点検チェックシート」は 社内体制のほか、貸借関係や損 益関係等に分かれ、全部で83 の点検項目があります。

また、企業規模や業種に関わ りなく企業のガバナンス確保に 必要な基本事項を 40 項目選定 した「入門編」もあります。

会社の規模や業種・業態によっ て当てはまらない項目もあるの で、その場合には、「なし」と 記入してください。

点検結果記入表 点検担当者:法人 太郎 3月 31日点検分) 直検担当者記入福 代表者記入權 点模結果 改善方針 確認したところ遅延が1件 売掛金の回収不能を防ぐため、 あった。 取引先に遅延の理由を確認する ようにした。

点検結果が「×」であった項 目については、その内容を「点 検結果記入表」に記入し、代表 者に報告します。代表者は点検 結果に基づき、今後の改善方針 を決めます。

自主点検チェックシートは、法人会ホームページ「自主点検チェックシート」のコーナー からダウンロードできます。

また、同コーナーでは、使い方などをわかりやすく解説した「法人会 自主点検チェックシー トのススメ」を配信していますので、是非ご活用ください。

お問い合わせ先



★ 大月法人会

〒402-0001 山梨県都留市田野倉222番地1 TEL.0554-45-6565 FAX.0554-45-6465

#### マンガ でわかる!

#### 法人会自主点検チェックシート□

- 貸借関係(現金・預金)編 -

国税庁後援

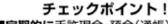




手許現金だけでなく

することが重要です 定期的に照合、確認 通帳と帳簿残高を





- ■定期的に手許現金・預金(通帳)と 帳簿残高を確認
- ■現金・預金残高は**複数人で**確認

■手許現金は<u>「金種表」を使用</u>して現物確認

ことも有効でする種表を使用しまた。

防ぐことができます なとができます 今回はすぐに原因が 今回はすぐに原因が をういうことが あるんです









**6** 

#### マンガ でわかる!

#### 法人会自主点検チェックシート☑

- 法人事業概況説明書編 -

国税庁後援



※平成30年4月1日以後終了事業年度分より「法人事業概況説明書」の様式が改訂されております。

#### 公益財団法人山梨中銀地方創生基金

#### 2023年度助成事業・募集のお知らせ

公益財団法人山梨中銀地方創生基金では、地方創生に資する取り組みを行う企業・団体・個人等への助成を通じて、地域社会の繁栄と地域経済の活性化に寄与することを目的に、2023年度助成事業の助成先を募集します。

助成を希望される方は募集要項にて詳細をご確認いただき、ご応募ください。募集要項は、当財団ホームページ(http://www.yamanashi-chihousousei.or.ip)に掲載しております。

#### 2023年度助成事業

- ●起業・創業に対する助成事業
- 地域産業資源を活用した事業又は地域経済活性化を図る活動 に対する助成事業
- U・ I・ Jターンする個人に対する助成事業
- ●技術等向上に取り組む個人に対する助成事業

#### <助成事業の概要>

#### 起業・創業に対する助成事業

応募期間	2023年5月8日(月)~ 10月13日(金)					
対象者	2023年4月1日から2024年3月31日 までに、山梨県内で起業・創業を予定する、 又は起業・創業した法人・個人	起業・創業を支援する団体等				
助成内容	2023年4月1日から2024年3月31日 までに、山梨県内で起業・創業を予定する、又は 起業・創業した法人・個人に対して起業・創業に 係る費用	山梨県内で起業・創業を支援する団 体等に対して起業・創業支援に係る 費用				
助成金額等	助成金額: 1 先あたり 2 0 0 万円以内・助成予定先数: 1 0 先					

(裏面に続きます)

#### くお問い合わせ先>

公益財団法人 **山梨中銀地方創生基金 事務局** 〒400-0016 山梨県甲府市武田2丁目9-4 URL http://www.yamanashi-chihousousei.or.jp

TEL: 055-255-6105 受付時間:月曜日~金曜日 9時~17時 (ただし、祝日・12月29日~1月3日は除きます)

#### 公益財団法人 山梨中銀地方創生基金

#### <助成事業の概要>

#### 地域産業資源を活用した事業又は地域経済活性化を図る活動に対する助成事業

応募期間 2023年5月8日(月)~8月18日(金)

山梨県及びその周辺地域に本店又は主たる工場・事務所等を有し、山梨県の地域産業資対象者

源を活用した事業又は地域経済活性化を図る活動を行う個人、団体及び中小企業等

山梨県の地域産業資源を活用した事業に係る研究開発、製品化、販路開拓等の費用又 助成内容 は地域経済活性化を図る活動に係る費用

助成金額等 助成金額: 1 先あたり100万円以内 ・ 助成予定先数: 8 先

#### U·I·Jターンする個人に対する助成事業

応募期間 2023年5月8日(月)~11月24日(金) 2023年5月1日から2024年4月30日までの間に、U·I·Jターンにより山

梨県内の中小企業等へ新たに就職(正規雇用者に限る)し、かつ、山梨県に居住する

対 象 者 個人 (予定者を含む)。 なお、2022年12月1日以降に新たな就職先が決定し、

同日から2023年4月30日までの間に就職された方を含みます。

(注) 山梨県内への住民票移動が必要となります。なお、住民票が山梨県内にあり山梨県外の大学等に在籍する方もご応募できます。

山梨県内の地域社会繁栄又は地域経済活性化に寄与することを目的として、山梨県内助成内容

に就職、居住する個人(予定者を含む)に対して、就職や転居に係る費用等

助成金額等 助成金額: 1人あたり30万円以内 ・ 助成予定人数:20人

#### 技術等向上に取り組む個人に対する助成事業

応募期間 2023年5月8日(月)~11月24日(金)

山梨県に居住し高度な技能・技術・知識向上に積極的に取り組み、将来、山梨県内に対象者

おいてこれらの成果を活用しようとする個人

山梨県内の地域社会繁栄又は地域経済活性化への寄与を目的として、高度な技能・技助成内容

術・知識向上を図るための費用

助成金額等 助成金額:1人あたり50万円以内 ・ 助成予定人数:4人

#### 詳細は、募集要項でご確認ください。

〇助成金額:各事業に記載した助成金額を上限に審査により決定いたします。

〇助成予定先数(人数):審査結果により増減する場合があります。

〇助成金使途:使途制限はありません。ただし、「起業・創業に対する助成事業」及び「地域産業資源を

活用した事業又は地域経済活性化を図る活動に対する助成事業」については、役員報酬及

び交際費を除きます。

〇応募方法: 応募申込書を当財団ホームページからダウンロードし必要事項を記載のうえ、電子メール

にて応募してください。(メールアドレス: yck@yamanashi-chihousousei.or.jp)

なお、添付資料(運転免許証写し・定款写し・返信用封筒等)は郵送してください。

〇選考方法: 当財団事務局が調査・検討した後、選考委員会において審査・選考を行い、理事会にて助

成先を決定いたします。選考結果は、書面にて通知いたします。

# 人会の税制改正 提言の主な実現事項(令和5年度) 関す る

公益財団法人 全国法人会総連合

量税のエコカー減税や自動車税等の環築が行われました。加えて、自動車重の時期の選択により中立的な税制の構ル・ミニマム課税の導入及び資産移転 の負担を求める措置の導入、グローバ極めて高い水準の所得について最低限 切な適用期限が設定されました(令和 り公平で中立的な税制の実現に向け、 るとともに、スタートアップ・エコシISAの抜本的拡充・恒久化が行われけ、資産所得倍増につなげるため、N 5年度税制改正大綱より)。 ついては、それぞれの性質等に応じ適 境性能割等の見直し、租税特別措置に ステムを抜本的に強化するための税制 産を貯蓄から投資へと積極的に振り向令和5年度税制改正では、家計の資 一の措置が講じられました。また、よ

言事項の一部が盛り込まれ、以下のとス制度の負担軽減措置等、法人会の提 け税制措置の適用期限延長、インボイました。今回の改正では、中小企業向 等に提言活動を積極的に行ってまいり め、その後、政府・政党・地方自治体度税制改正に関する提言」を取りまと 法人会では、昨年9月に「令和5年

# 法人税率の軽減措置

### 法人会提言

例15%を本則化すべきである。また、 中小法人に適用される軽減税率の特

> 引き上げる。なお、本制度は令和5年を、少なくとも1,600万円程度に置かれている軽減税率の適用所得金額昭和56年以来、800万円以下に据え から、直ちに本則化することが困難な3月末日が適用期限となっていること 場合は適用期限を延長する。

## 改正の概要

2. 中小企業の技術革新など経済活性 特例の適用期限が2年延長されました。 中小企業者等の法人税の軽減税率の

### 法人会提言

化に資する措置

場合は、令和5年3月末日となってい を含める。なお、それが直ちに困難な 対象設備を拡充したうえ、「中古設備」中小企業投資促進税制については、 る適用期限を延長する。

### 改正の概要

象資産の見直しが行われた上で、適中小企業投資促進税制について、 期限が2年延長されました。 適用対

# 法人会提言 3. 中小企業等の設備投資支援措置

資産税の特例」「中小企業防災・減災投なお、「中小企業経営強化税制」「固定 端設備等導入制度)等を適用するに当 経営強化法)や、中小企業が取得する中小企業経営強化税制(中小企業等 申請や認定について弾力的に対処する。 に、事業年度末(賦課期日)が迫った たっては、手続きを簡素化するととも 償却資産に係る固定資産税の特例(先

> とから、適用期限を延長する。 年3月末日が適用期限となっているこ メーション投資促進税制」は、 資促進税制」「デジタルトランスフォー 令和 5

### 改正の概要

が創設されました。の生産性向上や賃上げの促進に資するの生産性向上や賃上げの促進に資するの特例措置が見直され、中小事業者等の特例措置が見直され、中小事業者等 ついては、一定の見直しが行われた上ンスフォーメーション投資促進税制に 災・減災投資促進税制、デジタルトラ中小企業経営強化税制、中小企業防 で、 また、先端設備等に係る固定資産税 適用期限が2年延長されました。

### [消費税]

### 1 インボイス制度

### 法人会提言

負担が軽減するような環境整備が必要制度の周知を徹底するとともに、事務ば、国は事業者に混乱が生じないよう である。 インボイス制度を実施するのであ

### 改正の概要

額控除を可能とする6年間の事務負担未満の取引につき、帳簿のみで仕入税一定規模以下の事業者の行う1万円 免除する措置が講じられました。 軽減策が講じられたほか、1万円未満 返還インボイスについて交付義務を

# [相続税・贈与税]

### 法人会提言 1. 相続時精算課税制度

(2,500万円)を引き上げる。 相続時精算課税制度の特別控

### 改正の概要

年分の贈与税については、 ら贈与により取得した財産に係るその相続時精算課税適用者が特定贈与者か 現行の基礎

> 110万円を控除できることとなりまし 控除とは別途、課税価格から基礎控除 計算する見直しが行われました。 受けた場合、相続時にその課税価格を再 地・建物が災害により一定以上の被害を た。また、相続時精算課税で受贈した土

#### 1. 震災復興等 [その他] 法人会提言

改正の概要 制度の創設について検討すべきである。 失を雑損控除と切り離した、新たな控除 被災者支援の観点から、災害による損

的に3年から5年に延長されました。 る損失に係る雑損失の繰越期間につ て、損失の程度や記帳水準に応じ、 特定非常災害法上の特定非常災害によ 例外 い

# 2. 電子帳簿保存

対して特段の配慮が求められる。 など、事務負担が増大する中小企業に に電子データ保存の義務化については、 税協力コストは年々増加している。特対応するなど、事業者の事務負担、納 改正による電子データ保存の義務化に は大きい。システム改修や従業員教育 全ての事業者が対象となっており影響 法人会提言 インボイス制度や電子帳簿保存法の

### 改正の概要

引データのダウンロードの求めに応じる を可能とする)が講じられるとともに、 書面の提示・提出の求め及びその電子取 検索機能の確保の要件について緩和措置 ことができるようにしておけば、保存要 の保存をすることができなかったことに 件を不要として、電子取引データの保存 新たな猶予措置(電子取引データの出力 つき相当の理由がある事業者等に対する 電子取引の取引情報に係る電磁的記録



# 睡眠の見直しからはじめる 4

#### 第2章 免疫力と睡眠の関係

つづき

#### 2) ワクチン接種と睡眠の効果

さらに、睡眠と免疫の関係では、こんなデータ もあります。

A型肝炎ウイルスのワクチンを男女 19人に接種させました。その日の晩、睡眠をしっかりとった人の群と、徹夜した人の群(約1:1)に分け、4週間後の抗体の生産量を比較したところ、きちんと睡眠をとった群の抗体量は徹夜組の2倍多かったという結果が出ています(出典:化学と生物Vol.42 No.5 2004, p322)。

ほかにも、インフルエンザのワクチン接種と睡眠について、アメリカやフランスの大学の論文でも、睡眠不足ではワクチン接種の効果が低下することが報告されています。

そうです。せっかくワクチン接種をしても、**睡眠不足状態や徹夜では、免疫系は十分に働かない** 



#### 3) 風邪のひきやすさと睡眠時間

睡眠時間が 5 時間未満だと約 4.5 倍風邪をひき やすくなる! というデータがあります。

必要な睡眠時間は人それぞれ。実は個人差が非常に大きいのです。

元々のショートまたはロングスリーパーの方を除き、一般的には必要な睡眠時間は $6\sim9$ 時間といわれます。

これも一般的にというお話になりますが、免疫力を落とさない、そして十分に働かせるためには、7~8時間は睡眠時間を確保した方がよいといわれています。

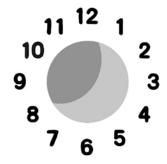
ただし、時間(長さ)だけでなく質も重要です。 深い睡眠だけ、浅い睡眠だけではNGです。

睡眠医学界では、免疫力だけでなく健康を維持するために、高齢者(年齢とともに必要な睡眠時間は短縮する)であっても、トータル(昼寝など含む)最低5時間の睡眠時間は確保しましょうと推奨しています。

以下は大学生でのデータです。年間で風邪をひ く回数は、0回が378名、1回が807名、2回が 1960名、3回が679名、4回が216名、5回以 上が352名という結果になりました。

この5回以上風邪をひくと答えた人たちの平均 睡眠時間は、0回の人たちに比べて10分ほど短い 傾向にありました。

たった 10 分!? 実はこれが平均値マジック。 平均値より注目すべきは別のところにあります。「6 時間以下」の短い睡眠時間の者と「10 時間以上」 の長い睡眠時間の者が、5 回以上風邪をひく群は 0 回に比べて多かったのです(出典:名古屋工業大 学紀要、第 55 巻、p151-157 (2003))。



そうです。睡眠時間は短くても長くてもダメ!

短い睡眠については、免疫の低下は論文がたく さん出ていますし、そもそも体力などの抵抗力も 低下します。

長すぎる睡眠については、その原因は解明されていませんが、生活リズムの乱れからくる自律神経系の働きの乱れや、代謝が悪くなるなどの抵抗力の低下が考えられています。



大室八幡神社(旧村社)



御鎮 祭 座 地 伊弉諾命 誉田別命 南都留郡道志村五七二四

伊弉冊命

祭 日 司 八月一日 (八月第一日曜日)

代 佐藤太清

宮 例

境 内 地

氏子戸数 伝承される由緒に拠ると、文永

十一年(西曆一二七四年)大室大権 三六〇坪 千々輪岳史 札焼納祭が行われている。





現として普請。現在の社殿は 年)に建造。歴史を感じさせ 明和五年八月(西暦一七六八 と十二月に大祓式、一月に古 る舞台の建造年は不明。 戦捷記念碑が建てられてある。 境内には乃木将軍直筆に依る 和十七年拝殿、鳥居を建造。 大権現、長幡七社権現を合祀 五年八月に八幡大神宮、 二年村社諏訪神社を合祀、昭 し大室八幡神社と改称。大正 現在八月の例祭の他、六月





「山中湖畔から望む冬の富士山」 (大月税務署署長室に掲額)

大月法人会顧問 滝口哲夫氏 作



#### 滝口哲夫氏の アトリエにて

仮題

「忠霊塔から望む春の富士山」

染筆中

(令和5年4月11日撮影)

#### **滝口 哲夫**氏(103才)

大月法人会 役員歴

昭和50年5月 専務理事 平成04年5月 副会長兼務

平成17年5月 顧問